

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等報酬請求に関する尼崎市取扱いQ&A
(令和2年6月5日現在)

報酬請求に関して、お問い合わせの多い事項について本市取扱いを整理しましたので、下記通知とあわせてご確認のうえ、報酬請求していただきますようお願いいたします。

【厚生労働省通知】

- 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）[令和2年5月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡]（以下、「障害福祉サービス等事業所Q&A」という。）
- 新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月28日版）[令和2年4月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡]（以下、「放課後等デイサービスQ&A」という。）

[尼崎市関連通知]

- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の本市における取り扱いについて（令和2年3月19日付）
- ・ 新型コロナウイルスに係る就労系の臨時的な在宅サービス提供について（令和2年3月19日付）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年4月14日付）
- ・ 緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について（令和2年4月14日付）
- ・ 学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について（令和2年5月27日付）
- ・ 障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について（令和2年5月29日付）

1 代替的に提供したサービスの取扱い

(障害福祉サービス等事業所Q&A 問4、問5)(放課後等デイサービスQ&A Q16～Q17-4)

Q1-1 代替的に提供したサービス(以下、「代替的在宅支援」という。)の報酬請求はどのようにしたらよいか。

A1-1 代替的在宅支援とは、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性、重要性に鑑み、グループホームや障害者支援施設、通所サービス施設(就労系を含む)、障害児通所支援施設(以下、「代替的在宅支援対象施設」という。)の職員が訪問等による健康管理や相談支援等できる限りの支援の提供を行ったと本市が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象とするものです。

その代替的在宅支援を実施する場合は、本市関連通知をご確認のうえ、利用者にサービス内容や利用者負担について、個別支援計画等書面による同意を得たうえで、北・南部障害者支援課に、実施前に届出書とサービス提供した翌月10日までに報告書の提出を行ってください。

サービス提供実績記録票の作成にあたっては、開始時間・終了時間欄に、通常提供しているサービスの予定時間を記載した場合に、同一時間帯で訪問系サービスを利用すると重複エラーとなるため、実際のサービス提供時間を記載し、備考欄に「在宅基本報酬」等を記載してください(国保連伝送データの備考欄に記載できる場合は、同様の対応)。

なお、事業所で利用している請求システムにおいて、実際のサービス提供時間が短時間のため、国保連伝送データがエラーとなる場合等については、開始時間・終了時間に通常提供しているサービス予定時間を記載し、備考欄に実際のサービス提供時間を記載してください。

また、送迎加算や食事提供加算等実際に利用した実績に伴って請求可能な加算については、算定できません。

Q1-2 代替的在宅支援のサービス提供時間が他サービスと重複した場合は請求できるのか。

A1-2 代替的在宅支援は、代替的在宅支援対象施設が、利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、家族の支援や関係事業所の連携等により自宅での受入れが可能であることを確認し、利用者に対してできる限りの支援の提供を行ったと本市が認める場合に報酬の対象とするもので、代替的在宅支援対象施設は、サービス提供前に、利用者や家族、相談支援専門員、関係事業所等と協議し、それぞれのサービス提供時間が重複しないよう、調整する必要があります。

そのため、Q1-1にあるとおり、やむを得ず、サービス提供実績記録票に通常提供しているサービスの予定時間を記載しなければならない場合、訪問系サービス(移動支援を含む)と提供時間が重複し、備考欄に「居宅介護等と重複あり」等の記載がなければ、原則、代替的在宅支援の請求を返戻とします。

また、代替的在宅支援が同一日に他の代替的在宅支援対象施設と重複した場合も、どちらの施設が利用者と契約したサービスを提供したのか判断ができないため、両施設の請求を返戻と

します。

なお、代替的在宅支援は、通常提供しているサービスの代替サービスであるため、通常提供しているサービスの契約日数を超えた請求はできません。

2 訪問系サービス

(障害福祉サービス等事業所Q&A 問8、問10、問15)

Q2-1 新型コロナウイルス感染が疑われる者への訪問系サービス提供するにあたり、サービス提供時間が短時間となった場合の報酬請求はどのようにしたらよいか。

(障害福祉サービス等事業所Q&A 問8)

A2-1 居宅介護や同行援護、行動援護については、個別支援計画等に定められた内容のうち、障害者等の地域生活を支援するために必要となる最小限のサービス提供を行った場合は、サービス提供が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定することが可能となっていますが、原則、事前に北・南部障害者支援課にその旨の届出を行ったうえで、サービス提供実績記録票については、備考欄に「新型コロナウイルス対応」等を記載してください。

また、重度訪問介護についても、同様の場合は、1事業所における1日の利用が3時間未満であっても報酬を算定することが可能であり、また、サービス提供が40分未満となっても「1時間未満」の報酬を請求することが可能となっていますが、原則、事前に北・南部障害者支援課にその旨の届出を行ったうえで、サービス提供実績記録票については、備考欄に「新型コロナウイルス対応」等を記載してください。

なお、緊急対応が必要であった場合は、事後すみやかに届出してください。

Q2-2 家事援助について、外出自粛等の影響により、実際の家事援助の時間が予定時間を大きく超えた場合の報酬請求はどのようにしたらよいか。

(障害福祉サービス等事業所Q&A 問10)

A2-2 実際の家事援助の時間が予定時間を大きく超えた場合、時間の単位数の算定については、利用者の同意が得られ、かつ相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図り、北・南部障害者支援課にその旨の届出を行い、必要性が認められた場合に報酬を算定することが可能となっていますが、サービス提供実績記録票については、備考欄に「新型コロナウイルス対応」等を記載してください。

また、重度訪問介護や同行援護、行動援護において、利用者の買い物に同行して支援を行い、実際のサービス提供時間が予定時間を大きく超えた場合についても同様の対応となります。

Q 2-3 居宅介護や同行援護のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症による影響により、訪問頻度を増やす必要があることを理由に、サービスとサービスとの間隔が2時間未満となる場合に、それぞれの所要時間を合算せず報酬を算定する場合の報酬請求はどのようにしたらよいか。

(障害福祉サービス等事業所Q&A 問15)

A 2-3 居宅介護や同行援護のサービス提供において、サービスの間隔が2時間未満であっても、利用者の同意が得られ、かつ相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図り、北・南部障害者支援課にその旨の届出を行い、必要性が認められた場合に、合算せずにそれぞれの報酬を算定することが可能となっていますが、サービス提供実績記録票については、備考欄に「新型コロナウイルス対応」等を記載してください。
なお、緊急対応が必要であった場合は、事後すみやかに届出してください。

Q 2-4 移動支援において、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等での支援を行った場合の報酬請求はどのようにしたらよいか。

(障害福祉サービス等事業所Q&A 問19)

A 2-4 新型コロナウイルス感染症による影響により居宅等で支援を行った場合の請求については、外出時間の短縮や外出の自粛であっても、利用者の同意が得られ、かつ相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図り、北・南部障害者支援課にその旨の届出を行い、必要性が認められた場合に報酬を算定することが可能となっていますが、サービス提供実績記録票については、備考欄に「新型コロナウイルス対応」等を記載してください。

【問い合わせ先】

(指定に関すること) 法人指導課障害事業所指定担当 TEL:06-6489-6750 FAX:06-6489-6351

(請求に関すること) 障害福祉課請求・認定担当 TEL:06-6489-6750 FAX:06-6489-6351

(支給決定に関すること) 北部障害者支援課 TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118

南部障害者支援課 TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803